



令和7年度第6号

スポ振だより 9月号

柴田町教育委員会 スポーツ振興課

社会体育施設及び学校体育施設の使用料の改定について

令和7年度第3号(6月スポ振だより)において、社会体育施設及び学校体育施設の使用料の改定について掲載しましたが、令和8年4月1日からの実施に向け、今後の予定を掲載します。

- ・R7.11 広報誌への掲載、住民懇談会において説明
- ・R7.12 所要の条例改正案を議会に上程・議決
- ・R8.4.1 施工

利用者団体には、施設利用者調整会議やホームページ、広報誌等を活用し周知する予定となっております。

施設使用について

(1)施設使用の申請について

学校・社会体育施設は使用許可申請書に使用日時を記入し、許可された日時のみ使用することができます。使用許可書に記入がない日時に使用することはできませんので、必ず申請してから使用するようにご協力をお願いいたします。

(2)原状回復の為の、清掃やグラウンド整備のご協力について

次の利用者が快適に使用できるよう、清掃やグラウンド整備を行い、原状回復をお願いします。

また、飲食物等のごみに関しては必ずお持ち帰りください。万が一、飲料等を床にこぼしてしまった場合は、必ず床の拭き掃除をお願いいたします。

併せて、トイレ清掃もしていただきますようよろしくお願いいたします。



(3)使用後の使用券、使用報告書の提出について

使用券または、使用報告書を必ず代行員に提出してから、お帰りください。学校施設は、複数団体で使用した場合、全団体の合計人数と各団体名を報告書に記入してください。

また、施設使用中に備品の破損などに気付いた場合は、代行員へ報告をお願いいたします。

月末にキャンセルした場合は、使用券をスポーツ振興課まで直接、提出をお願いいたします。

お知らせ と お願い

1. 学校・社会体育施設の申請・納入時間について

申請及び納入する時間・期限を厳守してください。申請は使用しようとする 7 日前、納入は 3 日前となっております。当日の貸し出し・使用延長はしていません。

また、キャンセルする場合は、施設の代行員の配置の都合上、必ず 3 日前までにご連絡ください。(3日前が休日の場合は、その前の平日まで)

やむを得ず、休日や夜間の使用でキャンセルする場合は、直接代行員又は施設へ必ずご連絡ください。(スポーツ振興課での受付は、平日 8:30~17:15 となっています。)

2. 町施設敷地内(駐車場も含む)禁煙とゴミについて

公共施設の建物内や駐車場(車内も)を含め、敷地全面禁煙です。

改めて、マナーを守り、すべての方が快適にご利用いただける環境づくりにご協力をお願いいたします。

また、各団体で発生したゴミに関しては各自で処分していただきますようご協力をお願いいたします。



3. 硬式野球・硬式ソフトボールの使用制限について

(阿武隈川運動場等の硬式野球ボールでの試合不可)

阿武隈川運動場及び並松運動場では、硬式野球ボールと硬式ソフトボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習、フリーバッティングは、歩行者や地域住民の安全確保のために禁止しています。

硬式ボールを使用した試合・実戦形式での打撃練習等を行う際には、アステムチャレンジスタジアムのご利用をお願いいたします。

「柴田町総合体育館」について

教室のご案内

総合体育館では、月曜日から金曜日まで様々な教室が開催されております。

ご自身に合った、運動を見つけてみませんか。

【開催内容(一部抜粋)】

- ・文化教室(コーラス・刺しゅう等)
- ・子ども向け教室
- ・ピラティス教室 等



詳細はこちら

利用調整会議

令和7年 11月分の総合体育館利用調整会議についてお知らせします。

開催日時:10月6日(月) 18:50~

開催場所:柴田町総合体育館

※総合体育館以外の利用調整会議は、10月20日(月)18:50~柴田町役場で行いますのでご注意ください。